

(案)

「都市と暮らしの発展プラン」に基づく平成 21 年度の都市対策 ＜都市と暮らしのアクションプラン～都市の底力 2009～＞

平成 21 年●月●日 地域活性化統合本部会合

「都市と暮らしの発展プラン」（平成 20 年 1 月 29 日地域活性化統合本部会合、同年 12 月 19 日一部改定）においては、都市を、経済成長を支える先進的な産業の活動の場であると同時に、人々の暮らしの場としてとらえ、都市が直面する課題を解決し、そこに暮らす「生活者」の安心を将来にわたって確保するための都市対策の展開の方向を定めているところである。

平成 21 年度は、都市の潜在的な底力を存分に発揮する上で鍵を握る重点課題に以下のとおり取り組む。

また、同プランに掲げられた都市対策を進める上での二つの視点（①「コミュニティ活用による生活の質を高める取組」及び②「ストック型社会に向けた取組」）を踏まえつつ、重点的に取り組むべき三分野（①「安全・安心で豊かな都市生活の実現」、②「地球環境問題への対応」及び③「国際競争力の強化と国際交流の推進」）ごとに以下に掲げる施策を推進するほか、「経済危機対策」（平成 21 年 4 月 10 日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）も踏まえて取り組む。

【都市の底力発揮の鍵を握る重点課題】

都市の持つ潜在的な底力を引き上げ、活用する上で鍵となる重点課題に以下のとおり取り組み、そこで暮らす人々にとって快適で、かつ、国際的にみて経済活力に満ちあふれた競争力ある都市への再生を図る。その際、都市の底力が地方の活力アップにつながる好循環を生み出すよう、取組の成果の地方への波及に留意する。

重点課題 1. 地球環境問題への都市の対応

- 環境モデル都市をはじめとする低炭素型都市・地域づくりに積極的に取り組む市区町村や関係省庁等で構成する低炭素都市推進協議会において、先端的な技術やシステム等を地区レベルで集中的に導入するモデル的な面的対策、都市と農山漁村地域の連携による低炭素社会実現の取組、環境モデル都市の取組に関わる環境性能を客観的・総合的に評価する仕組みの検討等を進め、環境モデル都市の優れた取組の全国展開を図る。

重点課題 2. 都市の競争力強化と国際交流の推進

- 訪日旅客・ビジネス客の拡大が都市の国際競争力の再生と強化につながる観点から、国際見本市等の国際交流拠点機能の強化を通じた都市の競争力の強化を目指す。このため、国際金融拠点機能の強化を目的として昨年 7 月に設置された国際金融拠点フォーラムにおいて、不動産・金融市場の動向を踏まえつつ、新たに国際交流拠点機能等都市の再生・競争力の強化に必要となるハード・ソフト両面の基盤整備のあり方とその推進策を検討する。

【重点的に取り組むべき三分野における施策】

都市対策を進める上での二つの視点を踏まえつつ、重点的に取り組むべき三分野の各々について以下のとおり施策を推進する。

1. 安全・安心で豊かな都市生活の実現

(1) 災害に対する不安解消

- 避難地・避難路等の整備や建築物の不燃化・共同建替えに対する支援等による密集市街地の整備改善、住宅・建築物や学校等の耐震化、緊急輸送道路・空港・港湾・堤防・水道施設・下水道施設・鉄道施設等インフラの耐震・防災対策、防災公園の整備・防災拠点の機能強化等を推進し、地震時の安全及び都市機能確保を図る。また、大規模災害時の基幹的な広域防災拠点の整備について検討を進める。
- ハザードマップの提供等想定される災害に関する情報提供や土地利用規制などにより、地域住民が被災しにくい住まい方への転換を促進する。また、下水道の貯留浸透施設の整備等の流出抑制対策、内水ハザードマップや降雨時のリアルタイム情報の公表など、ハード・ソフトの施策が連携した取組を推進する。
- 消防防災施設の整備を推進するとともに、被雇用者、女性、学生等の消防団への入団促進、消防団活動の環境整備等を推進し、地域における総合的な防災力の強化を図る。また、大規模地震災害時における広域的な消防援助体制の整備を推進する。

(2) 事故に対する不安解消

- 交通安全施設等の整備、安全運転支援システムの構築等により、交通事故の抑止と道路交通の円滑化を図る。
- 通学路等の歩道の整備や歩行者・自動車から分離された自転車走行空間等の整備により、安全・快適な歩行空間・自転車利用環境等の確保を推進する。

(3) 犯罪に対する不安解消

- スクールガード・リーダーによる巡回・指導、学校安全ボランティアの養成、地域における子どもの見守り活動に対する支援等により、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制の整備を推進する。
- 水際における不正薬物・銃器等の密輸取締りの強化を含めた総合的な薬物・銃器対策を推進する。

(4) 居住、福祉、保健・医療における不安解消

- 生活支援サービス等が提供される高齢者向け賃貸住宅の供給促進、地域福祉拠点としての公的賃貸住宅団地等の再整備などにより、高齢者が安心して暮らせる環境の整備を推進する。

- 高齢者や障害者の家庭内における見守りや生活支援等について、ユビキタスネットワーク技術との融合等によるロボットサービス機能の実現・普及を推進する。
- 利便性の高い場所における保育サービス提供施設の設置を促進するなど、保育サービスの充実等による次世代育成対策を推進する。
- 医師等人材確保対策の推進、救急医療体制の整備等により、安心して質の高い医療提供体制の充実を図る。

(5) 都市機能・サービスの維持・確保・充実

- まちづくり会社、NPO、地域住民等民間のまちづくりの担い手による公共施設の管理や空地・空き店舗等の活用の促進、地区レベルのまちの魅力や活力の維持・改善に資する計画作成や社会実験・実証事業への支援の充実により、エリアマネジメントを推進する。
- 地域コミュニティの担い手として商店街が住民等と連携して行う商業活性化の取組みに対する支援を強化する。
- 鉄道、バス、旅客船等地域公共交通の活性化・再生に主体的に創意工夫して頑張る地域の取組を支援する。
- 高齢者、障害者をはじめとする誰もが安心して利用できるよう歩行空間、鉄道駅、建築物等のバリアフリー化を推進する。また、都市公園の防災機能の向上・バリアフリー化、公園施設の安全確保等、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全に安心して利用できる都市公園の整備を推進する。
- 市街地の新設道路における電線共同溝の先行整備、歩道のない狭隘道路等における軒下・裏配線方式等の積極的活用により、無電柱化を推進する。
- 河川や水辺をまちづくりや観光の核として活用し、地域の魅力の向上を目指す取組を支援する。また、市民団体やNPO等による河川敷等の美化活動や貴重種等の生息環境の維持管理など、市民と連携した河川環境管理の取組を推進する。
- 知恵と工夫をこらした「みなと」の振興や「運河」の魅力の再発見による地域の個性を活かした水辺の賑わい空間づくり等を通じて地域の活性化を図る取組を支援する。
- 下水道や地下高速鉄道の整備の推進、都市鉄道の利便の増進などにより都市サービスの向上を図る。
- 密集市街地、中心市街地など国として重点的な対応を講ずる必要がある地域等において、遅れている地籍調査の進捗を図るとともに、登記所備付地図作成作業を着実に実施し、都市部の土地活用を促進する。
- 地域自立・活性化交付金、まちづくり交付金、地域住宅交付金、地域再生基盤強化交付金等施策横断的な交付金の活用により、地方の創意工夫を活かしたまちづくりを促進する。

(6) 地域の歴史や文化を活かしたまちづくり

- 歴史的建造物の復原や伝統行事の活性化、歴史的建造物等を活かした街なみ形成の支援などにより、歴史・文化資産を保全・活用した魅力あるまちづくりを推

進する。

- 文化財建造物の保存修理・公開活用や史跡等の復元的整備等により、文化財を活用した地域づくりを推進する。

2. 地球環境問題への対応

(1) 都市施設等の高効率化

- 断熱性の向上や高効率機器等の導入による建築物の省エネ化等を促進するとともに、高効率給湯器・空調機など省エネ効果の優れた設備・機器や住宅用の太陽光発電の導入を支援する。また、先進的な省CO₂技術が導入された住宅・建築物のモデルプロジェクトを支援し、住宅・建築物における省CO₂対策を推進する。
- 下水汚泥のエネルギー利用や資源利用を推進するとともに、下水道施設における省エネルギー対策・新エネルギー対策の取組を推進する。

(2) 集約型都市構造の実現

- 都市機能の街なか立地、空きビル再生、街なか居住等を支援することにより、公共公益施設や居住施設等の都市機能の集積を推進し、集約型都市構造の実現を図る。また、拠点市街地等における環境負荷低減対策に関する計画策定や社会実験・実証実験等を支援する。
- 公共交通の利用促進、風の道等の自然資本の活用、未利用エネルギーの活用等の面的な対策を推進し、歩いて暮らせる環境負荷の小さいまちづくり（コンパクトシティ）の実現を図る。

(3) 総合的な交通対策

- 交通施策とまちづくりが連携し、総合交通戦略に基づき、LRTやバスの走行環境の整備、駅前広場等の交通結節点の整備、運行情報の提供等により、公共交通機関の利用を促進するとともに、徒歩や自転車による移動環境の整備等を推進する。
- 環状道路の整備や開かずの踏切等の対策として踏切を除却する連続立体交差事業を推進する。また、コンテナターミナルの整備による陸上輸送距離の削減、効率的で環境負荷が少ない物流体系の構築を推進する。
- CNG、ハイブリッド、低燃費ディーゼルバス・トラックや電気自動車等の導入を支援するなど低炭素車、低公害車の普及を促進する。

(4) ヒートアイランド対策、循環型社会・自然共生社会の形成

- 温室効果ガスの吸収源対策となる公園緑地の創出を支援する。また、屋上・壁面緑化、水や地中熱の利用など複数の省CO₂・ヒートアイランド対策技術を組み合わせたパイロット事業を通じて対策技術の導入を促進する。
- 下水処理水の再利用、雨水の再利用や浸透による地下水涵養、親水性のある水

辺の整備等により健全な水循環系の再生を推進する。

- 総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の形成、廃棄物系バイオマスの利活用手法等についての実証・評価の推進、地域のバイオマス資源や廃棄物等からのエコ燃料の生産・利用の推進、地域における循環型社会づくり支援等により、循環型社会の構築を促進する。
- 長期優良住宅の普及啓発や技術の進展など住宅・建築物の長寿命化に寄与するモデルプロジェクトを支援し、住宅・建築物における省資源・省CO₂対策を推進する。また、道路、河川管理施設、港湾施設等のインフラについて、大規模な修繕や更新に至る前に対策を行う予防保全を推進し、施設の計画的な長寿命化を図る。
- 環境への負荷が少なく快適な学校環境づくり、学校と地域が連携した環境教育を推進する。また、エコポイント等CO₂削減のための環境行動を支援する。

（５）環境モデル都市の推進

- 温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として平成20年度に選定した13の環境モデル都市について、その具体的な取組に対し重点的に支援を行う。
- 国際会議の開催等により、低炭素社会づくりに積極的に取り組む海外の都市と連携し、我が国の優れた取組を世界に発信する。

3. 国際競争力の強化と国際交流の推進

（１）業務・産業拠点、都市中枢機能拠点の形成

- 大学や公的研究機関を核とした関連研究機関、研究開発型企业等による国際的な競争力ある技術革新のための集積（知的クラスター）の創成を推進する。また、地域の強みを活かして国際競争に打ち勝つことのできるコア技術を持つ地域に対し、クラスター形成を支援することによりグローバル拠点形成を推進する。
- 地域の企業が大学、研究機関等との人的ネットワークを形成し、各々が有する経営資源を結集することにより地域発の新事業・新産業を創出する産業集積（産業クラスター）の形成を推進する。また、国内外のクラスター間同士の連携を支援することにより、最適な産学連携ネットワーク形成を推進する。
- 多目的国際ターミナルの整備、効率的な産業物流を実現する「臨海部産業エリア」の形成を促進し、臨海部への企業立地による地域活性化を図る。
- 「国際金融拠点機能強化プラン」に基づく取組を引き続き推進する。特に金融拠点機能強化を先行させる地域とされている2つの都市再生緊急整備地域について、国際競争力強化につながる取組を重点的に推進する。

（２）国際交流・物流を支える基盤整備

- 羽田空港の再拡張事業、成田国際空港の北伸事業、成田国際空港と羽田空港の一体的活用、関西国際空港・中部国際空港のフル活用に向けた取組等大都市圏拠

点空港の機能強化を推進する。また、ターミナル機能の拡充や就航率の向上に資する施設の整備など空港機能の高質化を推進するとともに、地域の拠点的な空港の能力向上方策について検討を進める。さらに、成田新高速鉄道の整備を推進するとともに、都心と両空港間、成田・羽田両空港間及び関空・梅田・新幹線の鉄道アクセス改善方策の検討を進める。

- 次世代高規格コンテナターミナルの整備や臨海部物流拠点の形成などスーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化を進め、国内外をつなぐシームレス物流網の形成を推進する。
- 拠点的な空港・港湾へのアクセス道路の整備の推進により陸海空が一体となった国内交通サービスの充実を図るとともに、三大都市圏における環状道路の整備による物流機能強化を図る。
- 諸外国と比較してその規模等の整備水準が見劣りする展示会・見本市施設について、アジア諸国の動向も踏まえ、空港・港湾と連携した我が国の国際競争力強化のための新たな拠点インフラとして整備を促進すること等に関する検討を進める。

(3) 国際交流の推進

- 「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」により、我が国の魅力の一層の理解の促進に取り組むほか、IC乗車券等の国際相互利用化・利用拡大等の訪日外国人旅客の利便性向上を図る。また、都市における国際会議、展示会・見本市等の開催・誘致を推進する。
- 地方空港等における審査時間を短縮する取組など観光立国実現のための出入国審査の充実や快適な旅客船ターミナルの整備を図る。また、訪日外国人受入れ（インバウンド）の促進を含め地域経済の活性化を図ろうとする地方都市の取組について都市再生特別措置法の適用等による支援を検討する。
- 我が国の地方自治体と姉妹都市交流のある外国都市を管轄する大使・総領事が、一時帰国等の機会を利用して地方を訪問することにより、地方の国際交流活動の促進を支援する。